

大阪府建設工事総合評価等審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府建設工事総合評価等審査会規則（平成24年大阪府規則第145号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、大阪府建設工事総合評価等審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の運営)

第2条 規則第5条に規定する審査会の会議は、非公開とし、同会議の議事概要は、これを公表する。なお、個別の発注案件に関する事項については、当該案件に関する入札公告を行い、落札者が決定するまでの間は、公表しないものとする。

2 会長が必要と認めるときは、審査会の会議を、映像や音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議システム」という。）を利用して開くことができる。この場合において、ウェブ会議システムによる出席は、規則第5条第2項の規定による会議の出席とみなす。

(部会の運営)

第3条 規則第6条に規定する部会の会議は、非公開とし、同会議の議事概要は、これを公表する。なお、個別の発注案件に関する事項については、当該案件に関する入札公告を行い、落札者が決定するまでの間は、公表しないものとする。

2 前条第2項の規定は、部会の会議をウェブ会議システムの利用により開く場合について準用する。

(会長の職務代理人)

第4条 会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。